

井原市ごみ集積所施設整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の美化及びごみ処理の効率化に資するため、自主的にごみ集積所の整備を行う自治会等の団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助金交付の対象となるごみ集積所は、1集落（概ね10戸以上）において、地域住民によって設置・管理されるものであって、次の各号に掲げる要件を満たし市のごみ集積所として必要と認めた場合、当該施設の整備に要する経費の一部を補助するものとする。ただし、軽微な補修、修繕等は除くものとする。

- (1) ごみ収集施設の適正な設置利用を促進する等ごみ収集作業の効率化に資するものであること。
- (2) 鳥獣によるごみの飛散を防ぐ構造であること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、当該施設の整備に要する経費（用地費を除く。）の2分の1とし、250,000円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、井原市ごみ集積所施設整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 設計図（平面図及び立面図）
- (3) 見積書
- (4) 土地所有者等の同意書（占用許可証を含む。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の適否を決定し、井原市ごみ集積所施設整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第6条 申請者は、当該施設の整備後速やかに、井原市ごみ集積所施設整備事業実績報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 施設写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の取り消し)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(調査又は指導)

第9条 市長は、補助事業を適正に執行するため、当該施設の整備の状況について、調査又は指導をすることができる。

(維持管理)

第10条 この補助金の交付を受けて整備した当該施設の利用者は、常にその清潔の保持、施設の整備等維持管理に努めなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 美星町の編入の日前に、美星町ごみ収集所施設整備事業補助金交付要綱（平成10年美星町告示第31号。以下「旧美星町要綱」という。）の規定に基づき補助金交付申請がなされたものについては、旧美星町要綱の例による。

(失効)

- 3 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による失効前のこの要綱の規定により交付された補助金に係る第7条から第10条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則（平成16年12月15日告示第72号）

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日告示第号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日告示第41号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。